

入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）会計規程、研究所会計細則、同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、研究所が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- 1 競争入札に付する事項 別紙 一般競争入札参加者説明書のとおり
- 2 入札保証金及び契約保証金 免除
- 3 競争参加資格
 - (1) 研究所会計細則第31条第1項及び第32条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ①未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者
 - なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらない。
 - ②以下の各号のいずれかに該当すると認められるとき、その事実があった後二年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき
 - (カ) この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
 - (2) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和7年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B、C、又はD等級に格付けされている者であること。
 - (3) 契約担当役若しくは他の機関から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。
 - (5) 保険業法（平成7年6月7日法律第105号）の規定に基づき損害保険業免許を受けている者であること。

- (6) 直近時における保険財務力外部格付け（ムーディーズ社又はS & P社）が「Aランク」以上の損害保険会社であること。

4 落札の方式

- (1) 契約担当役等は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、当該金額の10%に相当する金額を加算したときに1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てた後の金額をもって落札価格とする。
- (4) 入札書には供給する種類ごとの単価（税抜）に年間予定数量を乗じて算出した金額の総合計額を記載し、その合計額が最も安価な者を落札者とする。

5 入札及び開札

- (1) 入札説明等は、総務部財務課契約係で隨時行うものとする。
- (2) 競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、別紙仕様書、契約書（案）及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟覧の上、入札しなければならない。
- (3) 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (4) 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者は代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 開札は、競争参加者等を立ち会わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。
- (7) 入札場の入退場の制限
- ①入札場には、競争参加者等並びに入札事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記（6）の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ②競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③競争参加者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (8) 競争参加者等が、相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。
- (9) 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
- ①入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書

- ②調達件名及び入札金額のないもの
- ③競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）
- ⑤調達件名に重大な誤りがあるもの
- ⑥入札金額の記載が不明確のもの
- ⑦入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
- ⑧入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑨その他入札に関する条件に違反した入札書

- (10) 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
- (11) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定する。また、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 契約条項

- (1) 別紙様式の契約書（案）のとおり。

なお、本契約の相手方が中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項の中小企業である場合には、その者からの申し出により契約書には以下の債権譲渡の特約条項を追加することができる。

- (2) 売掛金債権の譲渡

供給者は、本契約に基づく売掛金債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関（中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第3条第1項に規定する金融機関に限る。）及び信用保証協会に対し譲渡することができる。

7 その他

- (1) 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札書及び委任状の様式は別紙のとおり。
- (3) 本件調達に関しての問い合わせ先

(機関名) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係
(担当) 中村
(電話番号) 046(839)6846
(FAX) 046(839)6916
(E-mail) a-keiyaku@nise.go.jp

一般競争入札参加者説明書

件 名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式		
履行場所	横須賀市野比5丁目1番1号		
委託概要	研究所の災害補償規定等に基づく災害補償金の支払い責任を負担する業務 (詳細は仕様書のとおり。)		
履行期間	令和8年4月1日16時00分から令和9年4月1日16時00分 まで		
入札 参加資格 要件	資格の種類	役務の提供等	
	等 級	「A」「B」「C」又は「D」	
	競争参加地域	関東・甲信越	
	その他の条件 (実績・資格等)	①保険業法(平成7年6月7日法律第105号)の規定に基づき損害保険業免許を受けている者であること。 ②直近における保険財務力外部格付け(ムーディーズ社又はS&P社)が「Aランク」以上の損害保険会社であること。	
競争参加確認申請期間	令和8年1月28日(水)	午前9時から	※郵送、メールまたはFAXによる提出可。
	令和8年2月18日(水)	午後5時まで	
	提出先:独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟1階 総務部財務課契約係 E-mail:a-keiyaku@nise.go.jp FAX番号:046-839-6916		
競争参加確認申請時に 提出が必要な書類	①令和7年度文部科学省競争参加資格(全省府統一資格)の写し ②公的研究費の不正防止に係る誓約書(ただし、提出を求める対象範囲外の者及び既に当研究所と取引実績のある者を除く。) ③入札説明書等受領書 ④損害保険業免許の写し ⑤保険財務力外部格付け(ムーディーズ社又はS&P社)が「Aランク」以上の損害保険会社であること がわかる資料 ⑥再委託に関する書類(再委託の場合のみ) ⑦参考見積書(市場調査のため)		
参加資格がないと認めた 場合の通知期限	令和8年2月19日(木)	午後5時まで	
質問提出期限	令和8年2月18日(水)	午後5時まで	※書面による持参、メール、郵送またはFAXにて提出すること。
質問回答期限	令和8年2月27日(金)	午後5時まで	
開札予定日及び場所	令和8年3月 6日(金)	午後2時	※落札者は入札内訳書を提出すること。 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟2階 第二会議室 ※1回目の入札で落札者が決定しなかった場合には、複数回入札を行う場合があるため、複数回分の入札書を用意すること。
入札書提出期限	令和8年3月 6日(金)	午後0時(郵送の場合は必着のこと。) FAX、メール等その他の方法は認めない。	
	※郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便にて上記期限までに提出すること。 入札書は二重封筒とし、入札書記入参考例のとおりに作成すること。 郵送の場合も、複数回分の入札書を用意し、中封筒の封皮に1回目、2回目の入札順を必ず明記すること。		
落札者の決定	予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。		
契約担当役等	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 中村 信一 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号		
その他	①入札書に記載する金額は、契約期間(令和8年4月1日16時00分から令和9年4月1日16時00分)1年分の総価(税抜き)を入札金額とする。 ②落札者は、落札後遅滞なく各種保険毎の落札金額の内訳を提出すること。		

収入印紙貼付欄

契 約 書 (案)

年 度

令和8年度

1 件 名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式	
2 履 行 場 所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	
3 履 行 期 間	別紙仕様書のとおり	
4 契 約 代 金 額	¥	円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (円) (注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約代金額に110分の10を乗じて得た額である。 なお、消費税法及び地方税法の改正等により、税率が改正した場合には、改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は改正後の税率により計算した額とする。	
5 前 金 払	<input type="checkbox"/> す る () <input checked="" type="checkbox"/> し な い	
6 部 分 払	<input type="checkbox"/> す る () <input checked="" type="checkbox"/> し な い	
7 契 約 保 証 金	<input type="checkbox"/> 現 金 _____ 円 <input checked="" type="checkbox"/> 免 除	
	<input type="checkbox"/> 有価証券 _____ 円 <input type="checkbox"/>	
※ 契約代金額の100分の10		
8 そ の 他	<input checked="" type="checkbox"/> 契約後一括払い (保険料に前払いが必要な場合においては、別紙仕様書4. 代金支払いのとおりとする。)	

上記の業務について、発注者と請負者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の約款によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として契約書2通を作成し、発注者及び請負者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

契約年月日 令和 年 月 日

神奈川県横須賀市野比五丁目1番地1号

(甲) 発 注 者

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

理 事 長 中 村 信 一 印

住 所

(乙) 請 負 者

商号 (名称)

氏 名

印

(総則)

第1条 (甲) 発注者（以下「甲」という。）及び（乙）請負者（以下「乙」という。）は、契約書記載の契約に関し、本契約書に定めるもののほか、仕様書等に従い、これを履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明示されていない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(履行方法)

第2条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する履行期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第4条 甲は、本契約において、乙に対し契約保証金を全額免除する。

(再委託・再委任の禁止)

第5条 乙は、本契約にかかる業務の全部又は主要部分を第三者に再委託若しくは再委任してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、再委託若しくは再委託に伴う当該第三者の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。

(業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約期間)

第7条 本契約の期間は、令和8年4月1日16時00分から令和9年4月1日16時00分までとする。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、契約金額又は指定期日を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議してこれを定めるものとする。

(建物等への損害)

第9条 乙は、本契約を履行するにあたり、故意又は過失により、甲の所有する建物・工作物及び物品等の全部若しくは一部を滅失、毀損したときは直ちに原状に復するか、又はその損害額に相当する金額を甲の指定する期日までに支払うものとする。

ただし、天災地変その他やむを得ない不可抗力によると甲が認めた場合は、甲は上記金額を免除又は減額するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 本契約の遂行にあたり第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 前項の場合その他本契約の遂行にあたり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙とが協力してその処理解決にあたるものとする。

3 乙は、前条及びこの条に基づく損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面をもって甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、遅滞なくその旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、乙の職員立会いのもとに検査を行う。

- 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、修補を命じられたときは、遅滞なく当該修補を行い再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の修補の完了及び再検査の場合に準用する。
- 5 乙は、本契約に係る成果物がある場合には、前各項の規定による検査に合格したときに、遅滞なく当該成果物を、甲に引き渡すものとする。

(代金の支払い)

第12条 乙は、第11条の規定による検査に合格したときは、書面をもって契約金額の支払いを甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙からの正当な支払請求書を受理した日から40日以内に代金を支払うものとする。

(前金払)

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、甲が必要と認めるときは、本契約代金を前金払とし、その金額及び支払時期等を定めるものとする。

- 2 前項の規定により、乙は、当該支払時期に書面をもって指定した金額の支払いを甲に請求するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
- 4 前金払をした後において、仕様の変更その他の理由により契約金額を変更した場合には、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払いし、又は返還させることができる。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、引き渡された本契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 本契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 第3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の催告による解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、本契約条項に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第15条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 本契約の目的を達することができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された本契約の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び製造しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 乙が本契約の目的物の給付債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- (ア) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時製造請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (キ) 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の任意解除権）

第15条の3 甲は、業務が完了するまでの間において、第15条及び第15条の2に定めるもののほか必要と認める場合には、本契約を解除することができる。

2 前項における契約解除については、甲は乙に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする30日前までに通告し、解除できるものとする。書面をもって通告することにより契約を解除するものとする。

（解除に伴う措置）

第16条 甲は、本契約が業務の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、この場合においては、その引渡し部分に相当する代金を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する出来形部分に対する代金に相当する額は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め乙に通知する。

3 乙は、本契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第15条、第15条の2又は第17条第3号の規定によるときは甲が定め、第15条の3の規定によるときは甲と乙とが協議して定めるものとする。

5 業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

（甲の損害賠償請求等）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 本契約に契約不適合があるとき。
- (3) 第15条又は第15条の2の規定により、業務の完了後に本契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第15条又は第15条の2の規定により、業務の完了前に本契約が解除されたとき。

- (2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号の場合においては、甲は、本契約金額から履行済部分に対する代金に相当する額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第18条 乙は、本契約に関する、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
- (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、本契約に関する前条各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 4 乙は、本契約に関する、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（秘密の保持）

- 第19条 乙は、業務を行ううえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 乙は、本契約に係る成果物がある場合、甲の承諾なく、当該成果物（未完成の成果物及び業務を行ううえで得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（個人情報の保護）

- 第20条 乙は、本契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 秘密等の保持
- 乙は、本契約による業務に関する知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 個人情報の取扱い
- 乙は、本契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。
- (3) 再委託の禁止
- 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- (4) 目的以外の使用禁止
- 乙は、本契約による業務を処理するため甲から引き渡されたデータ（仕様書に基づくデータ

で、テキストデータ及びJPG・BMPデータをいう。以下「データ」という。)を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 複写、複製の禁止

乙は、本契約による業務を処理するため甲から引き渡されたデータを甲の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(6) 個人情報の保管

乙は、本契約による業務を処理するため甲から引き渡されたデータをき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

(7) 返還等の義務

乙は、本契約による義務を処理するため甲から引き渡されたデータを業務完了後、速やかに甲に返還するか、消去又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとし、甲が希望した場合は、甲指定の書式による返還等に関する証明書を発行するものとする。

(8) 事故報告義務及び措置義務

乙は、取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合には、ただちに甲に報告するとともに、苦情への対応等、当該事故により損害を最小限にとどめるために必要な措置を乙の責任と費用負担で講じるものとする。

(9) 損害賠償

乙は、事故の発生により甲が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が発生した場合は、乙は、甲の指示に基づき自己の責任と費用負担でこれに対処するものとする。この場合、甲が被害を被ったときは、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならないものとする。

(契約不適合責任期間等)

第21条 甲は、本契約の目的物に契約不適合があることを知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項の通知は、不適合の種類やおおよその範囲を通知する。

3 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

4 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する乙の責任は、民法の定めるところによる。

5 引き渡された本契約の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第22条 乙が本契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、乙に遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(疑義の解決)

第23条 本契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、甲と乙とが協議のうえこれを解決するものとする。

(紛争の解決)

第24条 本契約書に定める条項その他について紛争が生じた場合には、甲と乙とが協議のうえこれを解決するものとする。

(争訟の提起)

第25条 本契約に関する争訟の提起、申立て等は、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(補則)

第26条 この約款に定めのない事項については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式
2. 契約条項 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程及び会計細則によるほか、次に定めた条項によるものとする。
3. 契約期間 自 令和8年4月1日 16時00分
至 令和9年4月1日 16時00分
4. 代金支払 適法な請求書を受領した後、40日以内に指定口座に振込むものとする。
保険料に前払いが必要な場合においては、適法な請求書を受理した後、令和8年4月9日までに支払うものとする。ただし、適法な請求書の受理が令和8年4月2日以降であった場合は、受理した後、研究所の7営業日以内に支払うものとする。
5. 保険契約者 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
6. 被保険者 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
7. 内 訳 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式
【保険種類】
- ①労働者災害総合保険
②役員傷害保険
③火災保険
④賠償責任保険
・施設賠償責任保険
・昇降機賠償責任保険
・生産物賠償責任保険
⑤雇用慣行賠償責任保険
⑥個人情報漏洩対応保険
⑦海外旅行保険
⑧役員賠償責任保険
- (別紙内訳)
8. 特記事項 (1)建物等の詳細は別紙「建物一覧表」のとおり。
(2)令和8年4月1日以降の役職員数(見込)は別紙「独立行政法人特別支援教育総合研究所役職員人数(令和8年4月1日見込)」のとおり。
(3)令和7年度～令和4年度の海外出張者実績数は別紙「海外出張者実績数」のとおり。

- (4) 落札者は各種保険毎の契約金額内訳を提出すること。
- (5) 本契約に係る保険金請求等各種手続については、代理店扱いとすることを妨げるものではない。
- (6) 落札者は令和8年7月以降に本研究所から提示する資産一覧表を確認し、令和9年1月末までに再調達価格を算出すること。
- (7) 労働者災害総合保険及び海外旅行保険の保険料については、契約満了時に人数実績により精算を行うものとする。

(別紙内訳)

①労働者災害総合保険

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という。)の被用者が業務上の理由により被った身体の傷害について、研究所が災害補償規定等に基づく災害補償金の支払い責任を負担することによって被る損害に備え、労働者災害総合保険で担保することを目的とする。

(1) 保険種類

労働者災害総合保険(法定外補償)

- ・通勤災害担保特約
- ・職業性疾病担保特約
- ・保険料払込猶予特約

(2) 保険対象者

研究所の常勤職員、非常勤職員

(3) 補償内容・補償金額

- ・研究所の災害補償規定と労働者災害補償保険法に基づく給付差額による定額方式(資料1)とする。
- ・同一の被用者が被った身体の障害については、死亡に対する法定外補償金と後遺障害に対する法定外補償金の重複支給は行わず、いずれか高い金額とする。
- ・保険金の支払は、労働者災害補償保険法によって給付が決定された場合に限るものとし、後遺障害等級については労働者災害補償保険法施行規則別表第1による。

(資料1)

法定外補償保険金額			
区分	業務上	通勤途上	
死 亡	1,860万円	1,200万円	
後 遺 障 害	I級	1,540万円	975万円
	2級	1,500万円	940万円
	3級	1,460万円	905万円
	4級	875万円	550万円
	5級	745万円	470万円
	6級	615万円	390万円
	7級	485万円	310万円
	8級	320万円	195万円
	9級	250万円	155万円
	10級	195万円	120万円
	11級	145万円	90万円
	12級	105万円	65万円
	13級	75万円	45万円
	14級	45万円	30万円

※ 死亡又は後遺障害の原因が、次の各号の一に該当する場合は、保険金の支払いを要しない。

- i 職員等の故意、又は職員の重大な過失のみによるとき
- ii 職員等が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔ってもしくは薬物（麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等）の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に発生した事故によるとき
- iii 職員の故意の犯罪によるとき
- iv 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によるとき
- v 地震もしくは噴火又はこれらによる津波のとき
- vi 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性によるとき
- vii 風土病によるとき

②役員傷害保険

研究所の役員（理事長・理事・監事〈政府労災保険の対象外者〉）が業務上の理由により被った身体の傷害について、研究所が役員災害補償規定等に基づく災害補償金の支払い責任を負担することによって被る損害に備え、役員傷害保険で担保することを目的とする。

（1）保険種類

- ・普通傷害保険（通勤途上を含む）
- ・保険料払込猶予特約

（2）保険対象者

研究所の役員（理事長、理事、監事）

（3）補償内容・補償金額

政府労働災害保険に加入できない役員（1名につき）

- ・死亡保険金 5,000万円
(事故によるケガが原因 事故日より180日以内に死亡した場合)
- ・後遺障害保険金 5,000万円
(事故によるケガが原因 事故日より180日以内に後遺障害が生じた場合)
- ・入院保険金 15,000円／1日
(事故日によるケガが原因で医師の診断により入院 事故日より180日を限度)
- ・手術保険金 手術内容により入院保険金の10、20、40倍
(入院保険金が支払われる場合で、事故日より180日以内にケガの治療の手術)
- ・通院保険金 10,000円／1日
(事故日によるケガが原因で医師の治療により通院 事故日より90日を限度)

（4）自己負担額 0円

（5）免責事項

普通障害保険普通約款、各特約条項と同内容

③火災保険

研究所が所有、使用及び管理する建物・機械設備・受変電設備・什器・備品等に関する万が一の事故に伴う損害発生に備えて保険で担保することを目的とする。

(1) 保険種類

- ・普通火災保険(一般物件)
(研究所が指定する危険を担保する各種特約を付帯すること。)
- ・保険料払込猶予特約

(2) 保険対象物

研究所所有の建物等・建物付帯設備及び動産
別紙(建物等一覧表)

(3) 補償内容

火災／破裂・爆発／落雷／風・ひょう・雪災／建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊
／他の戸室で生じた事故又は給排水設備の事故による水漏れ／騒じょう・集団行動・労働紛争等に伴う暴力行為若しくは破壊行為／建物・設備・什器の盗難・汚損・毀損／現金預貯金証明の盗難／建物の時価30%以上の水害／床上浸水、又は地盤面から45センチを超える浸水による損害／その他上記以外の不測かつ突発的な事故

(4) 補償金額(再調達価格)(付保率100%)

- ・建物、付帯設備 4,886,550千円
- ・動産 一式 1,963,200千円

④賠償責任保険

研究所が所有、使用及び管理する建物等施設内において発生した事故において、研究所が負担する損害賠償責任による損害発生に備えて各種必要な損害賠償保険で担保することを目的とする。

(1) 保険種類

- ・施設賠償責任保険
 - ・昇降機賠償責任保険
 - ・生産物賠償責任保険

(2) 保険対象

- ・研究所が所有、使用及び管理する全ての施設瑕疵による第三者への人的・物的損害に対する法律上の賠償責任
- ・研究所の職員等が業務遂行に起因して第三者に人的・物的損害を与えた場合の法律上の賠償責任
- ・上記、賠償責任のうち、昇降機に類する損害賠償
- ・研究所の食堂で提供した飲食が原因で第三者に人的損害を与えた場合の賠償責任
(法律上、被害者に支払うべき損害賠償金の他、弁護士報酬などの訴訟費用、被害者に対する応急処置などの緊急措置に要した費用、保険会社の要求により、その協力のため支出した費用を含む)

(3) 補償内容・補償金額

補償限度額

・対人 1億円(1名)

5億円(1事故)

・対物 1千万円

・免責 1千円

(4) 基礎資料

敷地面積 75,226 m²

建物延べ床面積 17,367 m²

昇降機台数(一般) 4基

食堂売上高 535万円(令和7年4月～12月実績)

701万円(令和6年度実績)

444万円(令和5年度実績)

422万円(令和4年度実績)

246万円(令和3年度実績)

267万円(令和2年度実績)

※令和8年度は、約100名程度参加の3週間泊まり込みの研修を年2回実施予定である。

⑤雇用慣行賠償責任保険

研究所の職員等が業務上の理由により被った雇用問題等（解雇・配置転換・ハラスメント・差別等）について、研究所が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に備え、雇用慣行賠償責任保険で担保することを目的とする。

（1）保険種類

雇用慣行賠償責任保険（遡及日平成19年4月1日）

（2）保険対象者

研究所（役員、職員、非常勤職員）

（3）補償内容・補償金額

- ・研究所職員等への差別的行為／不当解雇／ハラスメント／雇用関係に起因する、誹謗、中傷、名誉毀損、プライバシー侵害等／不当な降格、配置転換、懲戒処分／採用条件等についての説明義務違反／職員への報復的行為

- ・損害賠償金（精神的苦痛に対する慰謝料、休業補償等）

- ・争訟費用（弁護士費用、裁判費用、和解等に要するその他の費用）

総支払限度額 5,000万円

免責金額（1請求） 50万円

⑥個人情報漏洩対応保険

研究所が取り扱う個人情報の漏洩又はそのおそれが発生した場合において、研究所が他人に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に備え、個人情報漏洩対応保険で担保することを目的とする。

(1) 保険種類

個人情報漏洩対応保険

(2) 保険対象者

研究所

(3) 補償内容・補償金額

損害賠償責任部分

- ・損害賠償金（研究所が他人に対して支払う法律上の損害賠償金）
- ・争訟費用（弁護士費用、裁判費用、和解等に要するその他の費用など）

総支払限度額 3億円（1事故・期間中共通）

免責金額 0円

費用部分

- ・研究所が費用を支出する事によって現実に被る損害に対する補償
(マスコミ対応、公告、コンサルティング、通信、見舞、事故原因調査、損害賠償請求、臨時対応、などの各種費用)

総支払限度額 3千万円（1事故・期間中共通、縮小填補割合95%）

免責金額 0円

(4) 基礎資料

研究所の予算 1,125,927千円（令和7年度実績）

⑦海外旅行保険

研究所の役職員（役員、常勤職員、非常勤職員）が海外出張中の事故等により被った身体の傷害について、研究所が災害補償規定等に基づく災害補償金の支払い責任を負担することによって被る損害に備え、海外旅行保険で担保することを目的とする。

（1）保険種類

・海外旅行保険

（2）保険対象者

研究所の役員、常勤職員、非常勤職員

（3）補償内容・補償金額

・傷害死亡保険金 3,000万円

（旅行期間中の事故によるケガが原因 事故日より180日以内に死亡した場合）

・傷害後遺障害保険金 3,000万円

（旅行期間中の事故によるケガが原因 事故日より180日以内に後遺障害が生じた場合）

・疾病死亡保険金 2,000万円

（旅行期間中または旅行期間終了後72時間以内に発病した病気が原因 旅行期間終了日より30日以内に死亡した場合）

・治療・救援費用 500万円

（救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費などの諸雑費）

（4）自己負担額 0円

（5）免責事項

普通障害保険普通約款、各特約条項と同内容

⑧役員賠償責任保険

研究所の役員が、役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主や投資家、従業員またはその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に備え、役員賠償責任保険で担保することを目的とする。

（1）保険種類

・会社役員賠償責任保険（不作為を含む）

（2）保険対象者

研究所の役員（理事長、理事、監事）

（3）保険適用地域

北米を除く全世界

（4）補償内容・補償金額

役員（1名につき）

・損害賠償金 1億円

（判決金額、和解金等）

・争訟費用 1億円

（訴訟費用、和解・調停費用、弁護士に支払う着手金・報酬金等）

住所 : 神奈川県横須賀市野比5-1-1

番号	建物名称	建物構造(柱)	階数	棟	面積(m ²)	構造級別	再調達価格(保険金額:千円)			備考
							建物	建物以外	合計	
1	研究管理棟	RC	3	1	7,410	1	2,467,500		2,467,500	
2	食堂	RC	1	1	361	1	120,200		120,200	階段棟含む
3	研修棟	RC	2	1	1,350	1	449,600		449,600	ポンプ室、変電室含む
4	エレベータ棟	RC	2	1	35	1	18,830		18,830	
5	西研修員宿泊棟	RC	3	1	2,057	1	685,000		685,000	
6	防災用品備蓄倉庫	RC	1	1	131	1	30,520		30,520	
7	電気室	RC	1	1	79	1	26,300		26,300	
8	生活支援研究棟	RC	1	1	278	1	64,820		64,820	
9	体育館	RC	2	1	1,816	1	160,380		160,380	エレベーター棟を含む
10	東研修員宿泊棟	RC	4	1	1,371	1	319,550		319,550	
11	特別支援教育研究センター	RC	3	1	1,902	1	443,380		443,380	
12	第1研究資料棟	I	1	1	408	2	42,900		42,900	
13	第2研究資料棟	I	1	1	98	2	18,970		18,970	
14	屋外便所1	I	1	1	33	2	10,800		10,800	
15	屋外便所2	I	1	1	20	2	5,700		5,700	
16	トイレ棟	RC	1	1	53	1	22,100		22,100	
17	什器・備品包括							521,900	521,900	
18	小屋外設備・装置一式							1,441,300	1,441,300	冷暖房、通信、照明装置等含む
合計						17,402	4,886,550	1,963,200	6,849,750	

別紙2

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 役職員人数(令和8年4月1日見込)

役 員	人數
理事長	1
理事	1
監事(非常勤)	2
計	4

職 員	人數
常勤	76
非常勤(客員研究員・事務補佐員・非常勤看護師 等)	16
計	92

令和7年度海外出張者 実績数

	日数別人数
3日間	1
4日間	6
5日間	2
6日間	2
7日間	1
総計	12

令和6年度海外出張者 実績数

	日数別人数
4日間	6
5日間	1
8日間	1
総計	8

令和5年度海外出張者 実績数

	日数別人数
2日間	1
4日間	6
8日間	1
9日間	1
総計	9

入札書

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式

入札金額

金円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

契約担当役
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長 中村信一 殿

競争加入者
(住所)

(氏名) 印

【入札書記載例1：競争加入者本人が入札する場合】

第4号様式

入札書

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式

入札金額

金 円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長 中村信一 殿

競争加入者

(住所) ○○県○○市○○区○○1-1-1

(氏名) 株式会社 △△△△
代表取締役 ×× ××

代表者印

備考

- 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例 2：代理人が入札する場合】

第4号様式

入札書

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式

入札金額

金 円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理 事 長 中 村 信 一 殿

競争加入者

(住 所) ○○県○○市○○区○○1-1-1

(氏 名) 株式会社 △△△△
代表取締役 × × × ×

(代 理 人) 株式会社 △△△△
□□支社長

代理人印

※委任状届出印

- 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例3：復代理人が入札する場合】

第4号様式

入札書

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式

入札金額

金 円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理 事 長 中 村 信 一 殿

競争加入者

(住 所) ○○県○○市○○区○○1-1-1

(氏 名) 株式会社 △△△△
代表取締役 × × × ×

(復代理人) 株式会社 △△△△

● ●

復代理人印

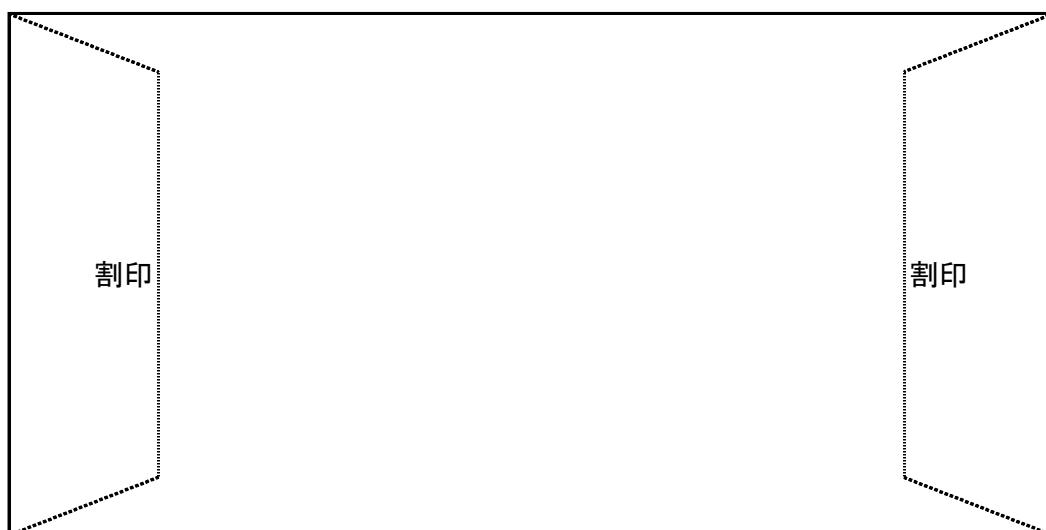
※委任状届出印

- 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- 復代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

表 面

件 名 「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」
「入札書在中」
入札日 令和8年3月6日
会社名
代表者名

裏 面



注)委任状を提出するときは、入札書と同封せずに別途提出すること。

委任状

私は を代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式

代理人使用印鑑



令和 8年 月 日

契約担当役
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
理事長 中村信一 殿

(住 所)
委任者 (競争加入者) (社名又は商号)
(氏 名)

印

(委任状記載例1:社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

私は 野比 静 を代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式

代理人使用印鑑



令和 8年 ×月 ×日

契約担当役
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
理事長 中 村 信 一 殿

(住 所) 横須賀市野比6 4
委任者(競争加入者) (社名又は商号) 株式会社 横須賀国立商事
(氏 名) 代表取締役 野比 伸太 代表者印

委任状

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
理事長 中村信一 殿

(住 所)
競争加入 (社名又は商号)
(氏 名)

印

私は下記の者を代理人と定め、貴研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

件名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式

受任者 (代理人) (住 所)
(社名又は商号)
(氏 名)

委任事項

1. 入札及び見積もりに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
5. 契約代金の請求及び受領に関する件
6. 復代理人の選任に関する件

委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

受任者 (代理人) 使用印鑑

(委任状記載例 2 : 支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 8 年 × 月 × 日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
理事長 中 村 信 一 殿

(住 所) 横須賀市野比 6 4
競争加入 (社名又は商号) 株式会社 横須賀国立商事
(氏 名) 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は下記の者を代理人と定め、貴研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式

受任者 (代理人) (住 所) 横須賀市久里浜 7 9-9
(社名又は商号) 株式会社 横須賀国立商事 久里浜支店
(氏 名) 支店長 久里浜 英樹

委任事項

1. 入札及び見積もりに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約に関する納入 (完了) 及び取下げに関する件
5. 契約代金の請求及び受領に関する件
6. 復代理人の選任に関する件

委任期間 令和 8 年 × 月 × 日 から 令和 年 ○ 月 ○ 日

受任者 (代理人) 使用印鑑

代理人印

委任状

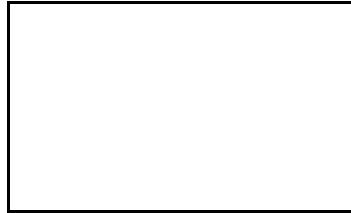
私は
を復代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限
を委任します。

記

件名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式

復代理人使用印鑑



令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
理事長 中村信一 殿

(住所)

委任者 (競争加入者の代理人) (社名又は商号)
(氏名)

印

(委任状記載例3:支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

私は 浦賀 三郎 を復代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式

復代理人使用印鑑



令和 8年 ×月 ×日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
理事長 中 村 信 一 殿

(住 所) 横須賀市久里浜 79-9
委任者 (競争加入者の代理人) (社名又は商号) 株式会社 横須賀国立商事 久里浜支店
(氏 名) 支店長 久里浜 英樹 代理人印

委任状参考資料

○競争加入者本人が入札

→ 委任状必要なし

○社員等が競争加入者の代理人として入札

→ 委任状「委任状記載例 1」が必要

○支店長等が競争加入者の代理人として入札

→ 委任状「委任状記載例 2」が必要

○支店等の社員等が競争加入者の復代理人として入札

→ 委任状「委任状記載例 2、委任状記載例 3」が必要



平成27年10月5日

取引業者 各位

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和成
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようよろしくお願ひいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

契約第一係（物品・役務関係）TEL 046-839-6822 FAX 046-839-6916

契約第二係（工事・設備関係）TEL 046-839-6834 FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6802 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html>

以上

誓 約 書

当社（当法人）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

(住所)

(社名又は法人名)

(代表者役職・氏名)

印

営業担当者名刺貼付箇所

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定

（抄）

（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

誓 約 書

当社（当法人）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

(住所)

(社名又は法人名)

(代表者役職・氏名)

印

営業担当者名刺貼付箇所

入札説明書交付申込書（令和8年1月28日付け公告分）			
申込年月日	令和8年 月 日		
件 名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式		
会 社 名			
電話番号	() -	代表者氏名 (申込者)	
資格参加者の等級及び期間	等級	A・B・C・D	期間
			～

入 札 説 明 書 等 受 領 書			
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係 御中			
(件名) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式			
令和8年 月 日			
上記の入札説明書一式を受領しました。			
受領者	住 所		
	会社名		
受領者			署名又は印

※入札参加資格の写しを添付ください。

入札説明書をダウンロードにより入手した場合も入札説明書3ページの7記載の問合せ先へメールなどにより提出ください。